

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第14号

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7年 3月 31日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第14号

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱（平成17年佐用町要綱第93号）の一部を次のように改正する。

参考の表補助事業の対象となる経費の項有害鳥獣捕獲活動事業の欄中「16,000円」を「24,000円」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。